平成２３年（フ）第１８０号
川崎市麻生区上麻生７丁目20番２号　ハイツ柿生203
債務者　高橋　公宏
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
川崎市川崎区藤崎３丁目11番７号　サンテラス藤崎102
債務者　阿部　智昌
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
川崎市川崎区大島２丁目13番２号　コーポ櫻井101
債務者　薄衣　信明
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番11―506号
債務者　松本　久幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４０３号
静岡市清水区長崎686番地の１
破産者　株式会社シバダクト
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９号
千葉県白井市冨士１番地の19
破産者　亡芳林英雄相続財産
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８５６号
神奈川県小田原市柳新田47番地の５
破産者　有限会社舞姿商店
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８５７号
神奈川県南足柄市岩原888番地
破産者　舞姿酒造株式会社
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１５５号
静岡県焼津市越後島404番地の２
破産者　有限会社プラム
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５５号
愛知県半田市瑞穂町６丁目７番地の10　県営半田康衛住宅505号
破産者　岩元　義行
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４号
三重県松阪市郷津町179―４　コーポ郷津２階１号、住民票上の住所三重県松阪市新町997番地
破産者　八塚　　治
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１９号
神戸市垂水区舞子坂２丁目18番７号
破産者　有限会社建築専科
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９号
大分市大字上詰745番地の２
破産者　佐藤鉄筋有限会社
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２７７号
沖縄県宜野湾市我如古３丁目７番５―202号　ハイツ山本
破産者　吉野　文雄
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３１６４号
札幌市南区南沢６条２丁目１番31号
破産者　ハイテックサービス株式会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３号
福島県郡山市安積４丁目165番
破産者　有限会社オプティ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４８８号
東京都八王子市中野上町１丁目１番１号
破産者　株式会社奥山商事
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４８９号
東京都八王子市子安町１丁目42番２―301号
破産者　奥山　英明
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３４１号
東京都新宿区西新宿７丁目10番12号ダイハンビルデンス５階
破産者　株式会社ジョイシステム
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部